

今後の九州大学の行動指針について

1. 基本方針

- 令和2年6月25日より「2 制限（小）」とする。
- 引き下げ後も再度の緊急事態宣言及び休業要請がなされた場合や学内での感染状況によっては段階の引き上げを検討する。

2. 各行動の詳細

(1) 研究活動

- 必要最小限のスタッフの在室、滞在時間短縮に十分配慮するとともに、自宅での作業の可否を検討した上で学内での研究活動に従事する。
- この場合、文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」記載の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。

(2) 授業

- 夏学期（6月25日（木）～8月12日（水））については、春学期と同様とするが、加えて、学部長・学府長の判断により、対面での授業実施が必要かつ秋学期以降への変更が困難な科目及び研究指導等並びに遠隔での成績評価が困難な科目の教室での学期末試験は実施できることとする。また、自宅に通信環境が整っていない学生に加え、対面での授業や研究指導等を受けるなどキャンパスを利用する必要がある学生については、キャンパス内で遠隔授業を受講できることとする。
- この場合、文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で感染拡大防止に最大限の配慮をする。

(3) 学生の課外活動

- 各学生（団体）に活動自粛を求めることとし、課外活動施設の一部を閉鎖する。詳細については、学内外の状況を踏まえた上で別途6月25日（木）頃に周知する。

(4) 事務体制

- 遠隔会議の活用等により教職員が集まる機会をできるだけ減らす工夫を行うとともに、時差出退勤及び在宅勤務を推奨する。出勤する場合であっても文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認した上で業務に従事し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。

(5) 学外者のキャンパス訪問

- 遠隔会議の活用などにより、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくする。なお、訪問を認める場合、文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。

(6) その他

- 都道府県をまたぐ移動・出張は可能とするが、その際には、移動・出張先の感染状況を十分に踏まえることとする。なお、外出の際には、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避ける。
- 国外への移動・出張については外務省の感染症危険レベルあるいは危険情報レベルが維持されている限り禁止とする。なお、同レベルが2以下の国で、出国がやむを得ないものとして危機対策本部が承認した場合は移動・出張ができるものとする。
- 附属図書館はサービス内容、在館時間などを制限して開館する。[\(各図書館の最新情報は図書館ホームページで要確認\)](#)
- 各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。[\(「新たなキャンパススタイルについて」を参照\)](#)
- 公共交通機関利用者は、時差出勤を活用することにより3密を回避する。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。
- 通勤、通学の移動にかかる時間は可能な限り短くする。
- 本学又は本学組織が主催するイベント（屋内：5,000 人以内かつ収容率 50%以内、屋外：5,000 人以内かつ人との距離を十分に確保（2m））については、文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で開催し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。
- 本学以外の者が本学施設を用いて行うイベントの取扱いについては、イベントの内容、使用する施設の状況、当該施設で行う必要性、感染対策の状況等を勘案して個別に検討する。